

真岡市子ども・子育て支援プラン 進捗状況調査結果報告書

(令和3年度実績)

- 次世代育成支援対策行動計画
- 子ども・子育て支援事業計画
- 子どもの貧困対策推進計画

健康福祉部こども家庭課

真岡市子ども・子育て支援プラン 進捗状況調査結果報告書

(令和3年度実績)

目次

計画の概要	1
進捗状況調査結果報告書(令和3年度実績)統括	3
・計画の指標		
・事業の方向性		
次世代育成支援対策行動計画(プラン第4章)進捗状況	5
子ども・子育て支援事業計画(プラン第5章)進捗状況	33
子どもの貧困対策推進計画(プラン第6章)進捗状況	51

《計画の概要》

■基本理念

未来を築く元気な『もおかつ子』を育てるまち

■計画の法的根拠

〈次世代育成支援対策推進法〉

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

〈子ども・子育て支援法〉

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

〈子どもの貧困対策の推進に関する法律〉

(市町村計画)

第9条 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

■計画の対象

本計画の対象は、「20歳代前半までの子ども・若者とその家庭」を中心に、地域や学校、事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体としています。

■計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

■施策の体系

基本理念	基本施策	具体的施策
未来を築く元気な「もおかつ子」を育てるまち	基本施策 1 生活・地域における子育て支援	1 「もおかつ子」の普及活動 2 子育てにおける相談・情報提供の充実 3 子育て支援ネットワークの強化 4 子育てに関わる経済的負担の軽減 5 子どもの健全育成
	基本施策 2 母子保健医療体制の充実	1 妊娠期から子育て期の切れ目のない保健対策の充実 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 3 食育の推進 4 小児医療体制の充実 5 不妊に対する支援の充実
	基本施策 3 個性と創造性を育む教育の充実	1 家庭教育の充実 2 未就学児教育の充実 3 学校教育の充実 4 地域活動・交流の推進 5 子どもを取り巻く有言環境対策の推進
	基本施策 4 子育てしやすい生活環境の整備	1 良質な居住環境の確保 2 安心して外出できる環境の整備 3 子どもたちの安全の確保 4 子どもの遊び場の整備
	基本施策 5 家庭生活と職業生活の両立の推進	1 家庭生活における男女共同参画の推進 2 子育てと仕事の両立支援の推進
	基本施策 6 援護を必要とする子育て家庭への支援	1 児童虐待防止対策の強化 2 障がい児施策の推進 3 ひとり親家庭等の自立支援 4 外国籍の子ども・家庭への支援
	基本施策 7 結婚に向けた支援	1 出会いに向けた支援 2 結婚相談員への活動支援
	基本施策 8 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保	1 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方 2 教育・保育事業の量の見込み ・保育所（園）、認定こども園、幼稚園（1号～3号） 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み ・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・妊産婦健康診査 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・子育て短期支援事業 ・ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業） ・一時預かり事業 ・延長保育事業 ・病児保育事業 ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） ・実費徴収に係る補給給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制
	基本施策 9 子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進 【子どもの貧困対策推進計画】

《進捗状況調査結果報告書(令和3年度実績)統括》

■計画の指標

No.	指標	該当施策	現状値	令和2年	令和3年	目標値 (令和6年)
1	真岡市の合計特殊出生率 資料:栃木県保健統計年報	計画全体	1.47 (平成29年)	1.38 (令和元年)	1.28 (令和2年)	上昇を目指す
2	真岡市で子育てをしたいと思う親の割合 (「その居住地で今後も子育てをしたいか」に対して「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計値(各健診の平均値)) 資料:乳幼児健診「健やか親子21」アンケート(4か月児、1歳6か月児及び3歳児)	計画全体	96.7% (平成30年)	97.8% (令和2年)	98.1% (令和3年)	98.0%
3	子育てを楽しんでいる割合 資料:子ども・子育て支援事業ニーズ調査					
	就学前児童の保護者	計画全体	68.9% (平成30年)			75.0%
	小学生の保護者		62.5% (平成30年)			67.0%
4	もおかつと聞いたことがある割合 資料:子ども・子育て支援事業ニーズ調査	基本施策1				50.0%
5	子育てに関する情報が入手できている割合 (「充分に入手できている」と「ある程度入手できている」の合計値) 資料:子ども・子育て支援事業ニーズ調査					
	就学前児童の保護者	基本施策1	62.1% (平成30年)			67.0%
	小学生の保護者		55.8% (平成30年)			61.0%
6	子ども家庭総合支援拠点の設置 資料:こども家庭課	基本施策1	0か所 (平成30年)	0か所 (令和2年)	1か所 (令和3年)	1か所 (令和3年度)
7	一体型の放課後子ども教室整備 資料:生涯学習課/保育課	基本施策1	2か所 (平成30年)	2か所 (令和2年)	2か所 (令和3年)	3か所
8	いじめに対して心配している割合 (「少し心配している」と「心配している」の合計値) 資料:子ども・子育て支援事業ニーズ調査					
	中学生	基本施策2	39.1% (平成30年)			30.0%
9	学校に行くのが好き・楽しみの割合 (「非常にそう思う」と「まあそう思う」の合計値) 資料:子ども・子育て支援事業ニーズ調査					
	中学生	基本施策3	71.2% (平成30年)			80.0%
10	男女の固定的役割意識は解消されていると感じる市民の割合 (「思う」と「どちらかと言えば思う」の合計値) 資料:市民意向調査	基本施策5	52.3% (平成30年)	52.1% (令和2年)	54.5% (令和3年)	60.0%
11	子育てと仕事を両立する上で大変だと感じる割合 (「子育てとの両立」) 資料:子ども・子育て支援事業ニーズ調査					
	就学前児童の保護者	基本施策5	56.3% (平成30年)			50.0%
	小学生の保護者		47% (平成30年)			40.0%
12	児童虐待または児童虐待の疑いがあるお子さんがいる場合、どこに相談・通報するかわからない保護者の割合 (「どこに相談・通報するかわからない」) 資料:子ども・子育て支援事業ニーズ調査					
	就学前児童の保護者	基本施策6	12% (平成30年)			5.0%
	小学生の保護者		11.3% (平成30年)			5.0%
13	待機児童数 資料:保育課	基本施策8	3人 (平成31年)	0人 (令和2年)	0人 (令和3年)	0人

■事業の方向性

・次世代育成支援対策行動計画(プラン第4章)

事業の方向性の別	事業数	割合	備考
継続事業(変更含む)	164	95.9%	継続164
拡大事業(新規含む)	5	2.9%	拡大5
縮小事業(終了含む)	2	1.2%	終了2
合計	171		再掲13事業を除く

【継続以外の内訳】

拡大

乳児紙おむつ購入助成券支給事業(No.25)、こども医療費の助成(No.27)、
妊産婦健康診査費用助成の拡充(No.29)、男性の家事促進(No.135)
とちぎ結婚支援センター登録料補助事業(No.181)

終了

心の教室相談員の配置(No.67)、科学教育センター(No.96)

・子ども・子育て支援事業計画(プラン第5章)

番号	事業名	方向性	備考
1	教育・保育事業	継続	
2	利用者支援事業	継続	
3	地域子育て支援拠点事業	継続	
4	妊産婦健康診査	拡大	No.187
5	乳児家庭全戸訪問事業	継続	
6	養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	継続	
7	子育て短期支援事業	継続	
8	ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)	継続	
9	一時預かり事業	継続	
10	延長保育事業	継続	
11	病児保育事業	継続	
12	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	継続	
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	継続	
14	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	継続	

・子どもの貧困対策推進計画(プラン第6章)

事業の方向性の別	事業数	割合	備考
継続事業(変更含む)	20	100.0%	
拡大事業(新規含む)	0	0.0%	
縮小事業(終了含む)	0	0.0%	
合計	20		再掲13事業を除く

【継続以外の内訳】

継続(変更)、拡大(新規)、縮小(終了) … なし